ヘ　その他一次エネルギー消費量は、２の⑴トに定める方法により算出するものとする。

⑵　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第５条第４項において準用する同令第３条第２項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ　空気調和設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC}=\sum_{i}^{n}(\alpha_{sac,i}\times A_i)$$

この式において、E_{SAC}、$\alpha_{sac,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC}　：空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{sac,i}$　：空気調和対象室ｉの室用途及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第２に掲げる係数）（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i　：空気調和対象室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：共用部分における空気調和対象室の数

室用途	$\alpha_{sac,i}$							
	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
管理人室	431	428	366	386	394	440	418	520
集会室	576	549	452	453	451	478	472	538
屋内廊下	937	973	705	745	801	829	858	799

ロ　空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV}=\sum_{i}^{n}(\alpha_{sv,i}\times A_{t,i})$$

この式において、E_{SV}、$\alpha_{sv,i}$、$A_{t,i}$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SV}　：空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{sv,i}$　：空気調和対象室を除く機械換気対象室ｉの室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第２に掲げる係数）（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

$A_{t,i}$　：空気調和対象室を除く機械換気対象室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：共用部分における次の表の室用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$\alpha_{sv,i}$
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

ハ　照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL}=\sum_{i}^{n}(\alpha_{sl,i}\times A_{t,i})$$

この式において、E_{SL}、$\alpha_{sl,i}$、$A_{t,i}$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SL}　：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{sl,i}$　：照明対象室ｉの室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第２に掲げる係数）（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

$A_{t,i}$　：照明対象室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：共用部分における照明対象室の数

室用途	$\alpha_{sl,i}$
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113
屋内廊下	513
屋外廊下	256
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ニ　給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW}=\sum_{i}^{n}(\alpha_{sw,i}\times A_{t,i})$$

この式において、E_{SW}、$\alpha_{sw,i}$、$A_{t,i}$及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SW}　：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{sw,i}$　：給湯対象室ｉの室用途及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第２に掲げる係数）（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

$A_{t,i}$　：給湯対象室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

ｎ　：共用部分における給湯対象室の数

室用途	$\alpha_{sw,i}$							
	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56